



協働事業活動費補助金 ～交付額の上限額をUPします～

令和9年3月15日に、港区政80周年を迎えることから、
令和8年度は協働事業活動費補助金の更なる拡充を図ります。

➤支援内容

- ✓ 交付限度額：50万円／1団体あたり（通常）のところ、
80周年記念事業に該当する場合⇒80万円
- ✓ 補助率：10/10（通常）
- ✓ 複数の町会・自治会で協働実施の場合、1事業最大
100万円まで（通常）⇒最大160万円まで
- ✓ 申請回数：原則年2回（1団体あたり）

引上げ額
+30万円！
（1団体あたり）

➤港区政80周年記念事業の目的

区は、昭和22年3月15日に旧芝区、旧麻布区、旧赤坂区の3区統合により誕生し、令和9年3月15日に区政80周年を迎えます。

この節目に、区民をはじめ、区内で働く方や学ぶ方など、港区に関わるすべての方の区に対するシビックプライド（誇りや愛着）を高め、区の未来につながる契機となることを目的として、港区政80周年記念事業を実施します。

➤補助対象要件（80周年記念事業に該当する場合）

子どもまつり、夏祭り、季節行事（七夕・ハロウィン・クリスマス等）などの地域交流イベント

①港区政80周年を周知・発信する取組を行うこと

+

②港区政80周年記念事業の目的に沿った新たなイベント・プログラムの実施又は拡充をすること

※裏面のQ&Aも併せてご確認ください。

問合せ先	申請など事務手続きに関すること	芝地区総合支所	協働推進課	協働推進係	03-3578-3123
		麻布地区総合支所	協働推進課	協働推進係	03-5114-8802
		赤坂地区総合支所	協働推進課	協働推進係	03-5413-7272
		高輪地区総合支所	協働推進課	協働推進係	03-5421-7621
		芝浦港南地区総合支所	協働推進課	協働推進係	03-6400-0031
	補助金制度に関すること	企画経営部	企画課	企画担当	03-3578-2567



～Q&A～

質問事項	回答
具体的にどのような活動が80周年記念事業の補助対象に該当しますか？	以下2つの要件を満たす取組になります。 【要件①】 港区政80周年を周知・発信する取組を行うこと (例) ・記念マーク入りイベントチラシ・ポスターの作成・配布 ・啓発品の作成・配布 ・のぼり旗やフラッグ等の掲出 ※イベント会場内での音声アナウンスのみでの普及啓発活動については、補助対象外となります。 【要件②】 新たなイベント・プログラムの実施又は拡充をすること (例) ・既存の地域行事に、80周年をテーマとした新たな企画・演出を追加する取組(例:記念ステージ、展示、体験コーナーの新設など) ・これまで参加機会が少なかった層も含め、地域への愛着や誇りにつながる参加型プログラムを新規実施(例:子ども・若者向け企画、多世代交流、在勤・在学者も参加できる企画など) ・新たに協働する町会・自治会や地域団体を加え、体制や内容を拡充して実施する取組(例:新たな団体の参画による共同実施、参加団体の拡大など)
どのようにしたら記念マークの電子データを手に入れますか？	表面に記載の「問合せ一覧」宛てにご連絡ください。 メールアドレスをご指定いただければ、記念マークと使用ガイドラインの電子データを提供いたします。 港区政80周年記念の普及啓発活動にご協力をお願いいたします。
令和8年度の申請方法はどのようになりますか？	上記2つの要件について、申請前に実施内容をヒアリングさせていただきます。 申請に当たっては、第3号様式「港区町会等補助金交付申請書」内、「港区政80周年記念事業の有無」の「該当あり」に○をつけてもらうことに加え、「事業内容等」欄に取組内容を明記していただきます。
補助対象経費の取扱いは変更されますか？	令和8年度の協働事業活動費補助金と同様の取扱いになります。詳しくは令和8年度町会等補助金の手引きをご覧ください。
令和9年度以降も補助上限額は80万円を継続する予定ですか？	港区政80周年記念に関する補助上限額の引上げ制度は、令和8年度のみ適用です。

